

蒲郡市監査公表第 9 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 3 年 3 月 26 日

蒲郡市監査委員	草 次 英 夫
同	永 川 貴 士
同	新 実 祥 悟

(様式)

措置の通知書 (市民福祉部 長寿課)

監査期間 令和2年12月11日から
令和3年 2月15日まで

令和2年度蒲監第66号関係分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指定管理者監査) 「蒲郡市生きがいセンター」 (指定管理者 公益社団法人蒲郡市シルバー人材センター)</p> <p>【意 見】 今後は施設の老朽化に伴う修繕費等の増大も見込まれることから、所管課においては指定管理者との協議や連携を密にし、適切な維持管理がなされるよう努められたい。</p>	<p>施設の修繕については個別施設計画等に基づき、今後も計画的に予算要求をしていくとともに、指定管理者とも連携をとりながら、適正な維持管理に努めていく。</p>